

令和 7 年度公益財団法人群馬県農業公社

農地中間管理事業評価委員会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 1 時 35 分～午後 2 時 57 分
- 2 場 所 群馬県庁 29 階 第 2 特別会議室
- 3 委員数 6 名
- 4 出席委員 6 名
委員長 岸 篤志
委 員 恩田 昭一
委 員 草薙 仁
委 員 清水 由紀江
委 員 関根 正敏
委 員 高橋 幸一郎
- 5 議事
(1) 令和 6 年度農地中間管理事業に係る実施状況等について
(2) 令和 6 年度農地中間管理事業実施に対する意見について
- 6 議事の経過
(1) 開会
加嶋事務局次長が、公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業評価委員会の開会を宣言した。

(2) 開会あいさつ
○横室理事長から、開会のあいさつを行った。
あいさつ要旨
・開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。
・本日はお忙しい中、また大変暑い中、評価委員の皆様にはご出席いただき感謝申し上げます。
・さて、農地中間管理事業であります。先週、農林水産省より、令和 6 年度末の担い手への農地集積率は全国で昨年度より 1.1 ポイント増加して、61.5%となったことが公表されたところです。
・このような状況の中、公社として、令和 6 年度に農地を担い手へ転貸した実績は、27 市町村において 915 ヘクタール、制度発足以来の累計では 34

市町村で6,217ヘクタールとなっております。

- ・ご承知のように、制度改正により、本年度から農地の貸借等の権利関係の手続きは、原則として農地中間管理機構によるものに一本化されることとなりました。今後の農地の集積・集約の進展いかんは、各市町村が策定した地域計画をいかに実効性のあるものにすることができるかにかかっております。
- ・当公社としては、農用地利用集積等促進計画の着実な策定等を通じて、地域計画の実現に向け積極的に参画してまいりたいと考えております。
- ・また、農地の貸借の農地中間管理事業への一本化により、公社における本年度の事業量が大幅に増加することから、県の支援のもと、公社職員の増員や組織体制の整備を進めているところです。
- ・ちなみに、6月現在の群馬県の転貸実績は1,000ヘクタールを超えており、昨年度1年間の実績である915ヘクタールを既に上回る状況となっております。
- ・本日は、令和6年度の実施状況と令和7年度の取組等をご説明させていただきます。委員の皆様におかれましては、取組状況の点検や効果等を検証いただくとともに、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。
- ・どうぞよろしくお願いいたします。

○新任評価委員の紹介を行った。

加嶋事務局次長から、新たに就任された委員の紹介が行われた。

- ・群馬県農政部長 岸 篤志
- ・群馬県昭和村長 高橋 幸一郎

(3) 委員長の互選

砂孟前農政部長の辞任により評価委員長が未選定となっている。評価委員会設置要領第4の2の規定により委員長は委員の互選により定めることとなる。

事務局より岸委員が推薦され、委員全員の承認を得て委員長に決定した。

○岸委員長が、あいさつを行った。

【あいさつ要旨】

- ・委員長の就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
- ・本日はお忙しいところ、また大変暑い中ご出席いただき、ありがとうございます。

- ・国は本年４月に新しい食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、今後５年間で、農業の構造転換を集中的に行うという方針が示されました。
- ・また、一連の米をめぐる問題で農水大臣が交代しました。我々としてもしっかりとこの問題に取り組んでいかなければならないと考えています。
- ・県内では、35 市町村 260 地域で、将来にわたって誰がどの農地を守って、どのように農業を維持・発展させていくか、ということで地域計画を策定していただいています。
- ・今後は、地域計画の着実な推進、これを着実にブラッシュアップしていくことが非常に重要であり、地域計画の実施に向けた取組をしっかりと後押ししていくのが県の役割と考えています。
- ・この地域計画の実現に向けて、農業公社をはじめ市町村、関係機関が連携して農地の集約化に取り組んでいます。今日は、令和６年度の実施状況と令和７年度の事業計画についてご審議いただき、幅広いご意見を賜って、円滑な事業実施に貢献いただければと考えています。
- ・どうぞよろしくお願いします。

○出席した群馬県職員及び群馬県農業公社職員の紹介を行った。

(４) 議事

【岸委員長】

「(１) 令和６年度農地中間管理事業に係る実施状況等について」関連するため「(２) 令和６年度農地中間管理事業実施に対する意見」と併せて事務局に説明を求めた。

【事務局】

委員長の求めにより、事務局から説明が行われた。

※資料の 27, 28 ページの記載内容に誤りがあることが判明したため、来年度に修正して報告を行う。

【岸委員長】

説明終了後、委員長より「(１) 令和６年度農地中間管理事業に係る実施状況等」及び「(２) 令和６年度農地中間管理事業実施に対する意見」の説明に対する意見等を求めたところ、以下の意見及び質問があった。

● 意見・質問

【関根委員】

昨年度は制度として利用権設定が可能であったため、そちらが優先され、農地中間管理事業の利用が後回しになるケースがありました。所有者の世代交代により制度の認知度が低く、説明に時間が掛かっています。ホームページやYouTubeでの情報発信は理解している人には有効ですが、相続が発生した場合、一からの説明が必要になるようなことが何件か見受けられました。

【横室理事長】

昨年度に引き続き情報発信についてご指摘いただきましたが、所有者の世代交代に伴う課題についても認識しております。制度説明を丁寧に行いながら、事業の推進に努めていきたいと思っています。

【草薙委員】

令和7年度は昨年度貸付実績の915ヘクタールを既に超えたということですが、これは最近の米騒動と何か関係がありますか。また、地域計画は積極的に公社も関与しているという話でしたが、ブラッシュアップするというのは、具体的にどういうことでしょうか。

【横室理事長】

今までは利用権設定と中間管理という大きく2つの制度がありましたが、令和7年度からは利用権設定がなくなり、中間管理に一本化されました。昨年度の貸借実績は915ヘクタールでしたが、今年度は、利用権設定の分が新たに中間管理に移ってきたため、すでに昨年度の実績を上回る1,000ヘクタール以上の貸借が発生しています。年間では昨年度の2.5倍程度の取扱量を見込んでおり、職員増員や体制強化で対応したいと考えています。

地域計画については、令和7年3月までに県内260地区で策定済みですが、ブラッシュアップとは、空白地帯への新たな担い手の登場などに応じて見直しを行うことを指しています。また、1対1の貸借だけでなく、同じ作目を作るというようなまとまりにすれば、産地としてのメリット、PRを図る必要も出てくるので、そういう計画的なことも含めて、これからもブラッシュアップしていくということであるとご理解いただければと思います。

【恩田委員】

農地中間管理事業は手続きが複雑だと思っていましたが、考えていたよりも楽でした。利用権設定の期限が来れば、自然と中間管理事業に移行されるものと考えています。

昨年度、隣接している市町村の協議の場にも参加しましたが、地元の人を優先している印象を受けました。地元の担い手が足りている地域は問題ないかもしれませんが、担い手が足りていない地域については、市町村を越えた担い手の確保も必要だと考えます。また、資料を見ると、中山間地域は転貸実績が少なく心配です。

【横室理事長】

市町村の枠で考えるのが基本と考えますが、隣の町で耕作を行ってもよいわけなので、そのあたりは調整が必要ということになるかと思います。県域としての公社であるので、もう少し広域的な視点で地域計画に参画できればと考えています。

【清水委員】

地元で田んぼを中心に営農している人から、高齢化等で空いた小さな田んぼを何十カ所も耕作しているため、作業に時間が掛かるという話を聞きました。大きな田んぼであれば、もっと借りることもできるとも話していました。畑は大手の農家がいるため、常に耕作者がいる状況となっています。持ち主が貸す意思がない場合に、耕作放棄地になりつつあるようです。また、手続きを手間に感じてしまうのか、中間管理事業による貸借をしていない人も見受けられます。

【横室理事長】

国も交付金などを出していますが、集積・集約化が進んでいない状況があることは承知しております。条件の良い農地は耕作を希望する人がいますが、条件の悪い農地を無理に耕作してもらうということもできないと認識しています。

農地中間管理事業の利用が進まないという話があるのであれば、当公社の説明に不十分な点もあると考えられます。農地中間管理事業を一層利用していただくための対応を工夫していきたいと考えています。

【清水委員】

接する道路が狭く、機械が入れない農地もあるため、県の事業などで道路を拡幅できれば利用できるようなになると考えます。このような農地はもったいないと思います。

【恩田委員】

(清水委員への質問) 畑の貸借の地代はどうしていますか。

【清水委員】

賃貸借の場合は、農地中間管理事業を活用しているケースが多いようです。

【高橋委員】

昭和村では、一戸の農家が多数の土地を借りているケースが多いです。多数の貸し手に賃料を納めるのは負担であるため、今後は中間管理事業に移行していくと思われます。

接道が狭い農地や小さい区画の農地で耕作しなければならない状況が、農業の大規模化を妨げています。渋川市赤城町まで出て耕作を行っている担い手もあり、不合理な経営を行わざるを得ない農家もいます。GPS やドローンなどのスマート農業の導入を若い世代は求めています。ただ、現状では農地の区画が狭すぎるので、土地改良事業の実施など支援をお願いします。

【恩田委員】

最近では小規模（5ha 以下）でも実施できる土地改良事業もあるため、行政からもそのような土地改良事業の指導や情報発信をお願いしたいと思っています。

【高橋委員】

負担金を嫌がる地権者もいます。また、土地改良関係予算は補正予算が多く、なかなか事業が進んでいかないのが現状です。

【横室理事長】

機構関連事業では、条件は厳しいが負担金のない事業もあります。

昭和村は、担い手がしっかりしていて、大規模経営で特色のある地域で県内でも先進的な地域なので、村の慣例とも折り合いを付けながら、農地

中間管理事業の実績を伸ばしていければと考えています。

【加嶋事務局次長】

集積率8割以上という要件はあるものの、国が負担金を出す形で地元負担なしという事業があります。

【高橋委員】

やはり後継者の問題が一番心配です。人口7千人で、実習生が約1割いますが、結婚しない方が最近多くなっていて、なんとかしなくてはいいと思っています。いい知恵がありましたら、よろしくお願いします。

7. その他

【岸委員長】

その他の項目として「令和7年度農地中間管理事業活動方針」について事務局に説明を求めた。

【事務局】

委員長の求めにより、「令和7年度農地中間管理事業に係る事業計画について」の説明が事務局から行われた。

【岸委員長】

説明終了後、委員長より「令和7年度農地中間管理事業に係る事業計画について」の説明に対する意見等を求めたところ、以下の意見、質問があった。

● 意見・質問

【関根委員】

今年度、(私たちの農事組合法人では)10年前に契約した600筆近くが契約更新となりますが、一斉に事務処理を行わなければならない状況です。事務負担が大きいので、農地が多い法人は地域ごとで時期をずらすなどの工夫が必要だと考えます。

世代交代により、県外へ転出している地権者がいるため、書面による契約締結だけではなく、電子契約などの方法の検討もお願いします。

【横室理事長】

契約更新時の事務負担については、承知しています。契約方法については、国にも要望していくなどして改善を図っていきたいと考えています。

【草苅委員】

制度や事務手続きについての広報は行っていると承知していますが、成功事例報告のような広報活動があってもよいと思います。

【横室理事長】

若手の方はネットに慣れていますが、高齢の方はネットになじんでいない場合もあるので、実際に手続きを行うときに、市町村とも協力しながら丁寧にやっていく必要があります。また、お盆の時期に合わせてラジオCMを流すというような工夫もしています。様々な人の関心を引くためにも、新たな方法や内容で発信していく必要があると考えています。

【恩田委員】

青年就農支援について、補助金はあるものの十分ではないと思います。行政が優秀な経営体を新規就農者に斡旋し、従業員として研修を受け、のれん分けのように経営を広げていく方法が良いと考えています。そのような方法に対して、新規就農者への補助をお願いしたいと思います。

【岸委員長】

それは、いわゆる研修というよりも、雇用就農のような形を進めるということでしょうか。

【恩田委員】

そうです。独立を目指す人には、1年2年のうちにいろいろなスキルを身につけてもらって、空いているハウスや土地があつたら自ら独立していけば、その産地が維持できるのかなと考えます。

【田中農業者育成室長】

雇用を受け入れる側は給料を払わなくてはいけないので、体力のある経営体でないとなかなかできないと思います。そういう経営体であれば、非常に有効だと考えますので、雇用を受け入れられる経営体を増やしていく方法を検討していきたいと思います。

【清水委員】

資材高騰などで、ここ数年は経営が厳しかったです。厳しい経営状況だと実習生を入れることができません。機械や資材がない状態で農業に参入するのは困難です。経営転換のために品目を変えるにも機械のアタッチメントが必要となります。初期投資が必要なため、資金提供の後ろ盾がないと新規就農が難しいのが現状です。

【高橋委員】

やはり、農家が儲からないと後は継がないと思います。担い手の人数は減っていくので、新規就農を考えている人がいるのであれば、昭和村でも村を挙げてバックアップしたいと考えています。県も応援していただければと思います。

【岸委員長】

いただいた意見については議事録により課題を整理する方法をとり、改善方法を含めて今後報告を受けることとし、文書での通知は行わないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

通知の必要なし。

【岸委員長】

本日の意見を整理し、中間管理事業の推進に反映していただくようお願いいたします。

○委員長から、本日予定した議案の審議を全て終了した旨が告げられた。

8 閉会

加嶋事務局次長より、公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業評価委員会の閉会が宣言された。

以上のとおり、評価委員会の内容を記載し、その内容に相違ないことを証し、ここに理事長は記名押印した。

令和 7年 6月18日

公益財団法人 群馬県農業公社
理 事 長 横 室 光 良 印